

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	整備技術利用仕様書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	自動警戒管制システムの整備 (会社技術支援)	3補LPS-X58366-12		
		大 臣 承 認	平成 年 月 日	
		作 成	平成27年 7月29日	
		改 正	令和 7年 1月22日	
			令和 8年 4月17日	
		作成部 隊等名	第 3 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動警戒管制システム（以下，“JADGE”という。）等の整備に当たり、防衛省に不足するシステム構築に関する高度かつ専門的な知見及び事業管理手法に関連する技術支援を契約会社から受けることにより、JADGE等の事業を円滑かつ適切に推進するための会社技術支援について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00009及びC&LPS-Y00010によるほか、次による。

1.2.1

JADGE等

航空総隊の各指揮所等に設置される自動警戒管制システム本器，作戦システム管理群に設置される試験評価用器材，補給処整備用器材及び術科教育用器材並びに自動警戒管制システム本器及び試験評価用器材と接続する関連システム

1.2.2

事業管理会議

JADGE等製造会社が契約の履行に係る進捗，品質，リスク，その他に関わる状況及び事業上の課題を官民で定期的に共有し，課題の解決に向けてJADGE等製造会社が講じるべき対策について審議するとともに，関連する他の事業との整合性の確保についても調整するための会議

1.2.3

JADGE等製造会社

JADGE等の設計，製造，設置調整及び試験等に係る契約会社

品 名	自動警戒管制システムの整備（会社技術支援）
-----	-----------------------

1.2.4

技術支援

JADGE等製造会社が行う事業管理及びシステム・エンジニアリング活動に対し、JADGE等製造会社の技術力に偏向することなく、第三者的立場から技術的分析及び評価並びに問題点及び解決策の提起を行う。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS X 6249 80mm（1.46GB／面）及び 120mm（4.70GB／面）DVDレコーダブルディスク（DVD-R）

JIS X 6282 情報交換用 120mm追記形光ディスク（CD-R）

b) 仕様書

C&LPS-Y00009 プログラム等一般共通仕様書

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

c) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号令和4年3月31日〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

d) 技術資料 技術資料は、表1による。

e) その他

航空自衛隊第3補給処官給品等取扱要領

品 名	自動警戒管制システムの整備（会社技術支援）
-----	-----------------------

2 役務に関する要求

2.1 役務実施期間等

役務実施期間等は，調達要領指定書による。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は，次による。

- a) 航空幕僚監部，作戦システム管理群の施設内，日本電気株式会社府中事業場及び日本電気株式会社余丁町ビル
- b) 航空幕僚監部防衛部事業計画第1課防空システム班長（以下，“空幕防空システム班長”という。）が許可した場所

2.3 役務提供時間

契約の相手方の役務提供時間は，監督官が特に指定する場合を除き，原則として役務実施場所における勤務時間とする。

2.4 技術支援事項

技術支援事項は，表2による。

2.5 技術支援の要件

技術支援の要件は，次による。

- a) 契約の相手方は，次の要件を満たさなければならない。
 - 1) JADGE等製造会社及びその委託事業者並びにこれらの会社の連結決算対象となる関連会社でない。
 - 2) 総務省に登録された有資格者名簿の中から，資格の種類が次に示すいずれかに含まれる。
 - 2.1) 電気・通信用機器類及び電子計算機類に関する物品の製造
 - 2.2) 電気・通信用機器類及び電子計算機類に関する物品の販売
 - 2.3) 調査研究，情報処理及びソフトウェア開発に関する役務の提供
 - 3) 経済産業省のシステム監査企業台帳の登録企業である。
- b) 契約の相手方は，役務の履行に先立ち，a)に示す要件について，空幕防空システム班長の確認を受ける。

2.6 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は，役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき，契約物品又は官給品等について，情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず，かつ，そのために必要な相応の管理を行う。

品 名	自動警戒管制システムの整備（会社技術支援）
-----	-----------------------

2.7 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり、次の体制を確保する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 業務従事者が本役務を実施するに当たり、原則として表3に示す資格、技術、能力等を有する。
- c) 業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有する。
- d) 業務従事者がJADGE等に関してシステムの概要を理解し、システムを構成するソフトウェア及びハードウェアに関する十分な知識を有している。
- e) 業務従事者がJADGE等を構成する各機能に関し、機能間の連携及び関連性を理解している。
- f) 業務従事者が防衛省における秘密の保全に関する特約条項（特別防衛秘密を含む。）に対応できる条件を有している。
- g) 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にある。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表4によるほか、次による。

- a) **実施計画書** 契約の相手方は、技術支援役務実施前までに実施計画書を作成する。
 なお、提出に当たり、空幕防空システム班長及び第3補給処資材計画部長の確認を受ける。その際、基準として7日間（土、日及び祝日を除く。）以上の確認期間を確保する。
- b) **支援成果報告書** 契約の相手方は、納期までに2.2に関する支援結果を取りまとめた支援成果報告書を作成する。
 なお、提出に当たり、空幕防空システム班長の確認を受ける。その際、基準として7日間（土、日及び祝日を除く。）以上の確認期間を確保する。
- b) **臨時技術員届** 契約の相手方は、技術支援役務実施前までに、表3の資格要件を満たすことを証明する書類を添付した臨時技術員届をC&LPS-Y00010の3.1により作成し、空幕防空システム班長の確認を受けた後、分支担官に提出する。
 なお、役務を実施する場合は、臨時技術員届を携行し、監督官の確認を受ける。

品 名	自動警戒管制システムの整備（会社技術支援）
-----	-----------------------

4.2 臨時技術員の改善

臨時技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3 による。

4.3 技術資料の閲覧

契約の相手方は、表 1 に示す技術資料を閲覧する必要がある場合は、空幕防空システム班長と閲覧に関する細部について調整し、許可を得た上で閲覧することが可能である。

4.4 立入制限場所への立入

立入制限場所への立入は、C&LPS-Y00010の3.2 による。

4.5 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に当たり、直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関係する場合は、秘密保全に関する訓令及び特別防衛秘密の保護に関する訓令によるほか、別途、分支担官の定めるところにより秘密保全を行う。

4.6 情報保全

契約の相手方は、保護すべき情報及びこの契約の履行に際して知り得た非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約事項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき、（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅延なく分支担官に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは、保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 分支担官の同意を得て、指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 分支担官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.7 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

4.8 知的財産権

知的財産権は、次による。

品 名	自動警戒管制システムの整備（会社技術支援）
-----	-----------------------

- a) 契約の相手方は、この役務の実施に際して第三者の著作権その他の権利を含む知的財産権（以下，“知的財産権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) この役務において作成した資料等が第三者の権利を侵害しているとして、防衛省に対して第三者が何らかの請求，主張を行ったときには，契約の相手方が自己の費用で当該第三者と交渉，訴訟を行い，弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において作成される資料等に関する知的財産権等の帰属については次による。
 - 1) 契約の相手方が従来から有していた資料等の知的財産権等は，契約の相手方等に留保される。ただし，防衛省はこれらの資料等を契約の相手方の同意の下，第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合，契約の相手方は，正当な理由がない限り同意を拒まない。
 - 2) 契約の相手方が本役務で作成した資料等の知的財産権等は，全て防衛省に無償で譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。）する。ただし，契約の相手方は，当該資料等を防衛省の同意の下，利用することが可能である。
 - 3) 契約の相手方は，著作者人格権を行使しない。
 - 4) 契約の相手方は，本役務において知り得た知識を防衛省の同意なしに他に使用しない。

4.9 役務実施場所における支援

契約の相手方は，技術支援を実施するに当たり，役務実施場所での支援を必要とする場合は，監督官に申し出て必要な指示を受け無償で次の事項について支援を受ける。

- a) 技術支援業務に必要な防衛省側資料等の閲覧等

なお，表1に示す資料については4.3による。
- b) 技術支援業務に必要な施設（立入制限場所を含む。）への立入り
- c) その他，監督官が必要と認めた事項

4.10 仕様書の問い合わせ

契約締結前において，本仕様書における引用文書及び技術資料を必要とする場合は，分枝担当官に対して申し出る。

表 1－技術資料

番号	文書名称	文書番号等	秘等区分
1	JADGE等に関する事業計画関連資料	—	注意
2	INTEROPERABILITY STANDARD FOR THE JOINT RANGE EXTENSION APPLICATION PROTOCOL (JREAP)	MIL-STD-3011	注意
3	TACTICAL DATA LINK (TDL) 16 MESSAGE STANDARD	MIL-STD-6016	注意
4	DATA FORWARDING BETWEEN TACTICAL DATA LINKS (TDLs)	MIL-STD-6020	注意
5	自動警戒管制システム 運用プログラム 基本設計書	—	—
6	自動警戒管制システム 運用プログラム 操作手順書	—	—
7	自動警戒管制システム インタフェース管理図面	—	—

表 2－技術支援事項

番号	技術支援項目
1	事業管理に係る技術支援
1-1	事業計画並びに各種管理の計画及び手法に係る技術支援
2	システム・エンジニアリング活動に係る技術支援
2-1	システム設計及び基本設計
2-1-1	C&LPS-Y00009に示される事項に係る技術支援
2-2	技術確認試験に係る技術支援
2-2-1	技術確認試験実施計画に係る事項
2-2-2	技術確認試験実施要領に係る事項
2-2-3	技術確認試験結果に係る事項
2-3	システム移行に係る技術支援
2-3-1	システム移行計画に係る事項
2-3-2	システム移行要領に係る事項
2-4	施設及び設備の改修検討に係る事項
2-5	その他必要なシステム・エンジニアリング活動に係る技術支援
3	会議等への参加
3-1	技術審査等
3-2	事業管理会議
3-3	その他，空幕防空システム班長が指定する会議等
4	技術確認試験への参加
4-1	工場内技術確認試験
4-2	現地技術確認試験
注記	効果的で時宜を得た技術支援を実施できる態勢を保持する。また，JADGE等事業の状況を常続的に把握し，適切な技術支援を実施する。

表 3－資格要件

番号	必要要件
1	事業管理を適切に評価するために、次に示すいずれかの資格を有している又は同等の知識を有している。 (1) 経済産業省が認定するプロジェクト・マネージャー (2) PMI (Project Management Institute) が認定する PMP (Project Management Professional)
2	情報システムの構築手法等の妥当性及びその費用対効果を適切に評価するために、次に示すいずれかの資格を有している又は同等の知識を有している。 (1) 経済産業省が認定するシステム監査技術者 (2) ISACA (Information System Audit and Control Association) が認定する「CISA (Certified Information System Auditor)」 (3) 情報処理推進機構 (IPA) の IT スキル標準 (ITSS) における IT アーキテクト業種及び IT コンサルタント業種がレベル 5 以上である。
3	情報システムの設計及び製造に係る各種ドキュメントを評価及び分析するため、次に示すいずれかの資格を有している又は同等の知識を有している。 (1) 学士以上又は学士相当の学位 (2) 工学的知見 (確率統計論, ロケット工学, 情報通信技術, レーダー技術, 航空管制技術, 機械学習, 人工知能及びミッションエンジニアリングに関する専攻経験のうち, いずれかを有する。)
4	ソフトウェア開発工程における事業管理の妥当性を適切に評価するために, IFPUG (International Function Point Users Group) が認定する CFPS (Certified Function Point Specialist) の資格又は同等の知識を有している。
5	情報セキュリティを適切に評価するために、次に示すいずれかの認証及び資格を有している。 (1) ISO/IEC 27001 又はこれと同等の認証を取得している。 (2) ISC2 (International Information Systems Security Certification Consortium) が認定する「CISSP (Certified Information Systems Security Professional)」 (3) 情報処理安全確保支援士
6	ISMAP (Information system Security Management and Assessment Program) に関する知識を有している。
7	WAN (Wide Area Network) 又は同等規模のネットワーク・システムのプロジェクトに係るプロジェクトマネジメント及びコンサルティング業務等への参画又は当該プロジェクトに参画した経験を 3 年以上有している。
8	防衛省における秘密の保全に関する特約条項 (特定特別防衛秘密を含む) に対応できる条件を有している。
9	サプライチェーン・リスク対応に関する知見を有している。

表 3－資格要件（続き）

番号	推奨要件
1	航空自衛隊の指揮統制，運用，後方業務及び J A D G E 等に関する事業の概要を理解するとともに，問題解決方策を案出できる。
2	空幕防空システム班長が J A D G E 等製造会社に対して行う技術的な指摘において，第三者的な立場で専門的な助言が実施できる。
3	アメリカ合衆国の軍用規格である，M I L－S T D－6 0 1 6，6 0 2 0，3 0 1 1 に関する基本的な知識を有している。
4	業務上行われる会議等において英語によるコミュニケーションが支障なく行えるレベルの語学力（T O E I C：7 3 0 点以上又は T O E F L i B T：7 9 点以上）を有している。
注記 1 必要要件は臨時技術員がすべてを満たしている。	
注記 2 推奨要件は臨時技術員が満たしていることが望ましい。	

表 4－提出書類

番号	名 称	提出時期	提出先	提出形式	項番
				部数	
1	実施計画書	技術支援役務実施前までに	航空幕僚監部防衛部 事業計画第 1 課	電子データ	4.1 a)
				1	
			分支担当官	紙媒体	
				1	
2	支援成果報告書	納期までに	航空幕僚監部防衛部 事業計画第 1 課	電子データ	4.1 b)
				1	
3	臨時技術員届 ^{a)}	技術支援役務実施前までに	分支担当官	紙媒体	4.1 c)
				3	
注記 1 紙媒体の寸法は、JIS P 0138のA 4とする。					
注記 2 電子データの提出は、電子メール可とし、電子媒体（CD－R又はDVD－R）で提出する際は、JIS X 6249（120 mmディスク）又は JIS X 6282による。					
注記 3 電子データのファイル形式は、PDF形式とする。					
注 ^{a)} 実施計画書と併せて提出する。					

調達要領指定書	統 制 番 号	M26K-021AAL7E-NP2-0001
	調 達 要 求 番 号	DP2351 20260422 8001
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年4月22日
	作 成 部 課	資材計画部資材計画課
	作 成 年 月 日	令和8年4月22日
件 名	自動警戒管制システムの整備（会社技術支援）	
仕 様 書 番 号	3補LPS-X58366-12	
指定事項： 2.1 役務実施期間等 役務実施期間及び総技術支援役務時間は次のとおりとする。 (1) 役務実施期間 令和8年8月1日～令和9年7月31日 (2) 技術支援役務時間 5,580時間 _____ 以 下 余 白 _____		

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	M26K-021AAL7E-NP2-0001		
	調 達 要 求 番 号	DP2351 20260422 8001		
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 4 月 2 2 日		
	作 成 部 課	第 3 補給処資材計画部資材計画課		
	作 成 年 月	令和 8 年 4 月 2 2 日		
品 名	自動警戒管制システムの整備（会社技術支援）			
仕 様 書 番 号	3 補 L P S - X 5 8 3 6 6 - 1 2			
1 保護すべき情報の管理				
契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。				
2 保護すべき情報として指定された情報				
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	
技術資料	JADGE等に関する事業計画関連資料	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	—	
	MIL-STD-3011: INTEROPERABILITY STANDARD FOR THE JOINT RANGE EXTENSION APPLICATION PROTOCOL (JREAP)			
	MIL-STD-6016: TACTICAL DATA LINK (TDL) 16 MESSAGE STANDARD			
	MIL-STD-6020: DATA FORWARDING BETWEEN TACTICAL DATA LINKS (TDLs)			
3 特記事項				
なし。				
————— 以下余白 —————				